

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公開番号】特開2011-128547(P2011-128547A)

【公開日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2011-026

【出願番号】特願2009-289451(P2009-289451)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/13 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

G 02 B 27/22 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 3 1 3

G 02 F 1/1335 5 0 0

G 02 F 1/13 1 0 1

G 02 F 1/1333

G 02 B 27/22

G 09 F 9/00 3 3 8

G 02 F 1/13 5 0 5

G 09 F 9/00 3 6 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに対向配置された一対の基板の間に表示材料が設けられている表示装置の製造方法であって、

第1のマザー基板と第2のマザー基板とを貼り合わせて、1つ以上のパネルを取り出すセル基板を形成する工程と、

前記セル基板を形成後、前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板の、前記セル基板外側の面に、表示画像を分離するための視差バリア層を形成する工程と、

前記視差バリア層を形成後、前記セル基板を1つ以上の前記パネルに分断する工程と、を備える表示装置の製造方法。

【請求項2】

前記セル基板の形成後、かつ前記視差バリア層の形成前に、前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板の薄板化を行う工程をさらに備え、

前記視差バリア層の形成工程では、薄板化された前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板の、前記セル基板外側の面に、前記視差バリア層を形成する請求項1に記載の表示装置の製造方法。

【請求項3】

前記セル基板の形成工程では、前記パネル毎に設けられたパネルシール部と、前記パネルシール部を囲む基板シール部とを含むシール材を介して、前記第1のマザー基板と前記

第2のマザー基板とを貼り合わせる請求項1又は2に記載の表示装置の製造方法。

【請求項4】

前記表示装置は、互いに対向配置されたカラーフィルタ基板と薄膜トランジスタ基板との間に、前記表示材料である液晶が設けられている液晶表示装置であり、

前記カラーフィルタ基板と前記薄膜トランジスタ基板は、前記パネルに分断する工程により、前記第1のマザー基板と前記第2のマザー基板から得られる請求項1乃至3のいずれか1項に記載の表示装置の製造方法。

【請求項5】

前記視差バリア層の形成工程では、前記カラーフィルタ基板を構成するブラックマトリクスと同じ金属材料によって前記視差バリア層を形成する請求項4に記載の表示装置の製造方法。

【請求項6】

前記基板の薄板化工程では、前記カラーフィルタ基板を構成するカラーフィルタ層と、前記視差バリア層との間の距離が、3次元表示装置又は2画面表示装置に適した距離となるよう、前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板を所定の厚さに薄板化する請求項4又は5に記載の表示装置の製造方法。

【請求項7】

前記セル基板の分断工程後、分断された前記パネルの外側の面に偏光板を貼り付ける工程をさらに備える請求項4乃至6のいずれか1項に記載の表示装置の製造方法。

【請求項8】

請求項1乃至7のいずれか1項に記載の表示装置の製造方法を用いて作製された表示装置。

【請求項9】

前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板のいずれかは、薄板化処理が行われたものであり、薄板化された前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板の、前記セル基板外側の面に、前記視差バリア層が形成されていることを特徴とする請求項8に記載の表示装置。

【請求項10】

第1基板と、

前記第1基板と対向配置された第2基板と、

前記第1の基板と前記第2の基板とを貼り合わせるシール材と、

前記第1基板と前記第2基板との間に設けられた表示材料と、

前記第2基板の、前記第1基板とは反対側の面上であって、表示画像を分離するために設けられた1層の視差バリア層と、を備え、

前記第1基板は、前記第2基板よりも厚さが薄い表示装置。

【請求項11】

前記パネルの端辺は、回路部材が実装される端辺と、回路部材が実装されない端辺を有し、

前記回路部材が実装されない端辺は、前記第1基板の端辺が、前記第2基板の端辺よりも内側に配置されている請求項10に記載の表示装置。

【請求項12】

前記第1基板は、カラーフィルタ基板であり、前記第2基板は、薄膜トランジスタ基板であり、

前記カラーフィルタ基板は、基板と、カラーフィルタ層を具備し、

前記カラーフィルタ基板に設けられた前記基板は、前記カラーフィルタ層と前記視差バリア層の距離調整層として機能することを特徴とする請求項11に記載の表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0015】

本発明にかかる表示装置の製造方法は、互いに対向配置された一対の基板の間に表示材料が設けられている表示装置の製造方法であって、第1のマザー基板と第2のマザー基板とを貼り合わせて、1つ以上のパネルを取り出すセル基板を形成する工程と、前記セル基板を形成後、前記第1のマザー基板又は前記第2のマザー基板の、前記セル基板外側の面に、表示画像を分離するための視差バリア層を形成する工程と、前記視差バリア層を形成後、前記セル基板を1つ以上の前記パネルに分断する工程と、を備えるものである。

## 【手続補正3】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0016

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0016】

また、本発明にかかる表示装置は、第1基板と、前記第1基板と対向配置された第2基板と、前記第1の基板と前記第2の基板とを貼り合わせるシール材と、前記第1基板と前記第2基板との間に設けられた表示材料と、前記第2基板の、前記第1基板とは反対側の面上であって、表示画像を分離するために設けられた視差バリア層と、を備え、前記第1基板は、前記第2基板よりも厚さが薄いものである。